

一時的保育利用のご案内

一時的保育は育児疲れの解消や、就労及び保護者の傷病等で家庭内保育ができないお子さんを一時的に垂井こども園内一時的保育室または東こども園でお預かりする子育て支援事業です。

- 実施施設 月～金 垂井こども園
 土 垂井東こども園
- 対 象 児 町内在住の生後4か月～小学校就学前の児
 ※保育認定を受けている園児は利用できません。
- 定 員 月～金 1日あたり 10名
 土 「土曜日の一時的保育の利用について」をご覧ください。
- 利用時間 月～金 8時30分～16時30分 / 土 8時30分～正午
 ※日祝日・年末年始・実施施設の休園日は利用できません。
 ※保護者の状況により、園の開園時間内であれば延長保育が可能な場合があります。
- 利 用 料

区 分		3歳未満児	3歳以上児
保 育 料	町民税非課税世帯等	0 円	0 円
	4時間未満の利用	900 円	700 円
	上記以後1時間毎	250 円	200 円
	8時間以上の利用	2,700 円	2,100 円
給食費 1日あたり		230 円	230 円
おやつ代 1回あたり		50 円	50 円
・3歳未満児とは、利用年度の初日の前日に3歳に達していない児をいいます。 ・利用年度（利用申込書の提出日が4月から5月の場合は、前年度）の世帯全員の市町村民税の課税状況により決定します。課税状況が確認出来ない場合は、課税世帯として扱います。 ・弁当、おやつを持参される場合は、給食費、おやつ代はかかりません。 おやつ回数は利用時間帯により異なります。			

※8時30分までの時間帯または16時30分以後の時間帯の保育を利用される場合は、上記の額に下記の額を追加した料金がかかります。

時間区分	追加料金	上限月額
7時から8時30分まで	1日の利用につき150円	4,500 円
16時30分から18時まで	1日の利用につき150円	
18時から18時30分まで	1日の利用につき150円	
18時から19時まで	1日の利用につき300円	

利用月の翌月に役場からご自宅へ納付書を郵送します。

期日までに、指定する金融機関へ料金を納めてください。

- 事業区分および利用日数

- ① 非定型的保育事業／1か月につき14日以内

保護者の就労により、家庭での保育が継続的に困難な場合。

- ② 緊急保育事業／1か月につき14日以内

保護者等の傷病、出産、看護、求職活動、冠婚葬祭などの社会的にやむを得ない理由により、緊急または一時的に家庭における保育が困難な場合。

※求職活動は、原則3か月間のみ1か月につき14日以内ご利用いただけます。連続のご利用はできません。

- ③ 私的理由による保育サービス事業／1か月につき4日以内

保護者の育児疲れの解消等の私的な理由や、その他の理由により一時的に保育が必要な場合。

【申請方法】

- 申請書類

[全ての方]

☐ 一時的保育利用申込書兼一時的保育台帳

☐ 一時的保育利用届

☐ 環境調査票兼緊急連絡カード

☐ 食物アレルギー調査について

[非定型的保育事業をご利用の方]

☐ 就労証明書

[緊急保育事業をご利用の方]

☐ 家族の状況証明(申出)書【就労以外用】とそれに関わる書類

※状況により添付書類が異なりますので、詳細はお問合せください。

[町民税非課税世帯等の方]

☐ 所得課税証明書等

※利用年度(利用申込書の提出日が4月から5月の場合は、前年度)の世帯全員の市町村民税のわかるもの。

※公簿により垂井町が課税状況を確認できる場合は不要です。

※課税状況が確認出来ない場合は、課税世帯として扱います。

※必要に応じて追加で書類の提出をお願いする場合があります。

- 面 談

申請時に児と面談を行い、利用方法や持ち物等の確認をします。

- 申 請 先

一時的保育室

審査後、ご自宅へ「一時的保育利用承諾通知書」を郵送します。

【利用方法】

● 一時的保育利用届の提出

- ・利用される月ごとに提出してください。
- ・利用希望日の前月15日までに提出してください。

受付時間：平日8時30分～12時15分

※定員に達した場合は利用できません。

- ・利用をキャンセルされる場合は、原則3日前までに一時的保育室に連絡ください。
- ・緊急で利用されたい場合は一時的保育室に連絡ください。定員に余裕があれば受け入れ可能な場合があります。

● 持ち物

※すべての持ち物にわかりやすく名前を記入してください。

☐ ティシュペーパー 1箱（きょうだいで利用される場合はきょうだいで1箱）

☐ ループ付きタオル

☐ 着替え 上下2～3組

☐ ビニール袋 2～3枚

☐ お茶（水筒、マグマグ、ストロー等）

動きやすく、活動しやすい服と靴で登室してきてね。



必要に応じご準備いただくもの

☐ お昼寝用布団（午前利用のみの方は不要）

☐ オムツ 1日使用分

☐ おしり拭き 1個

☐ ご飯

※ご飯は、タッパーなどに入れ、布製のきんちゃく袋に入れてください。

☐ スプーンとフォーク

☐ 離乳食

☐ ミルク（現在飲んでいる物で、1回分毎に分けてください。）と哺乳瓶

※お湯、さまし湯は一時的保育室にあります。

☐ お弁当・おやつ（土曜日の利用および一時的保育室で準備するものを食べない場合）

【昼寝用布団について】

・敷布団・・・約巾70cm 約丈1m20cm 薄めのもの

・掛布団・・・約巾90cm 約丈1m20cm

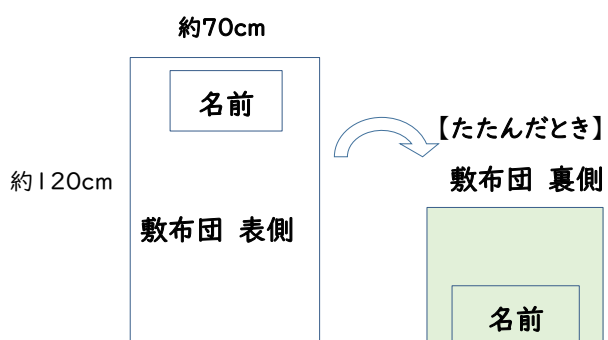
（真夏はタオルケットを使用します。真冬は追加で毛布も持参してください）

※枕は使用しません。

名前の記入方法

下記の位置に大きく書いてください。

・敷布団・・・表側頭部と裏中央



・掛布団・・・表側



布団袋にも
名前を記入してください

【一日の生活の流れ】

8:30～ 10:00	10:00～ 10:30	10:30～ 11:30	11:30～ 12:30	12:30～ 15:00	15:00～ 15:30	15:30～ 16:30
随時受入れ 室内遊び	午前 おやつ	室内遊び 戸外遊び	給食	昼寝 休息	午後 おやつ	室内遊び

【健康管理について】

- ・利用日の朝にご家庭で体温を計り、一時的保育室の保育士にお知らせください。
- ・体温が37.5度以上の場合、一時的保育室のご利用はできません。
- ・保育中にお子さんの体調が悪くなったときは連絡させていただきます。状況によってはお迎えをお願いすることもありますので、保護者は、必ず連絡がとれるようにしてください。

【利用料無償化について】

利用児が3歳児から5歳児のお子さんで、「保育の必要性の認定」を受けた方は、月額 3.7 万円まで利用料無償化の対象となります。詳しくは、垂井町役場 子育て推進課 までお問い合わせください。

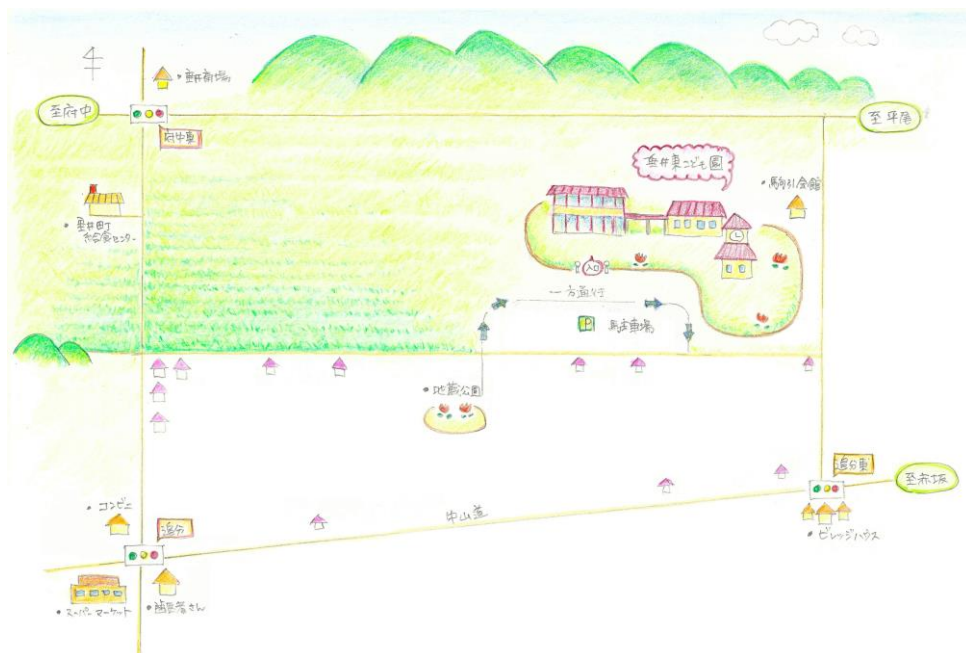


【実施施設のご案内】

・垂井こども園 所在地:垂井町 1007-1



・垂井東こども園 所在地:垂井町地蔵 2-41 (送迎の仕方は「土曜日の一時的保育の利用について」をご覧ください。)



町HP



【お問合せ】

お問い合わせ先	所在地	電話番号	時間
垂井町役場 子育て推進課子育て政策係	垂井町宮代2957-11	(0584) 22-7506	平日 8:30~18:15
一時的保育室 (垂井こども園内)	垂井町1007-1	(0584) 22-5711	平日 8:30~16:30
垂井東こども園	垂井町地蔵 2-41	(0584) 22-4150	土曜日 8:30~12:00